

令和5年3月1日

関係団体 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
(「新たな化学物質規制及び化学物質の簡易リスクアセスメント手法の周知等事業」委託元)  
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

### 一人親方リーフレットの周知に向けたご協力のお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、労働安全衛生に関するご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課ではこの度、個人事業者に危険有害な作業を請負わせる場合の義務等に関する省令の改正に関するリーフレット（一人親方リーフレット）を作成し、周知を行うことといたしました（委託先：みずほリサーチ&テクノロジーズ）。省令改正の主な内容は、作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化や同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化等が含まれ、危険有害な個人事業者に対する保護措置が強化されます。

こうした事情を踏まえ、同封いたしました一人親方リーフレットにつき、より多くの方々にご覧頂けるようご協力を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お願い事項】周知に際しては、以下の方法等によってご協力を賜わることができれば幸いです。

#### 【主な周知方法（例）】

- 同封した講習会案内資料の配布
- 貴機関のWebページへの掲載
- 貴機関が発行するメールマガジンへの掲載
- メーリングリストなどを活用した情報の配信
- その他、事業者への訪問時の紹介など

敬具

本件に関するご質問については、下記の委託先（みずほリサーチ&テクノロジーズ）にお問い合わせ下さい。

#### 【問い合わせ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社  
サステナビリティコンサルティング第2部 環境リスクチーム

（担当：福山、後藤、庭野）

電話：03-5281-5491（平日10時～17時）

e-mail : env\_risk\_seminar@mizuho-rt.co.jp

※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます。

2023年4月より

# 労働者と同じ場所で 危険有害な作業を行う個人事業者等の 保護措置が義務付けられます！



※労働安全衛生法第22条に関する定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）の一部を個人事業者等に請け負わせる場合や、同じ場所で作業をしている労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務になります。

- ・労働安全衛生規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・酸素欠乏症等防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

# 省令改正の主な内容

## 1 作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

### ① 局所排気装置等の設備の稼働



請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと。（有機溶剤中毒予防規則第18条第3項等）

### ② 作業方法の周知



特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること。（労働安全衛生規則第592条の3第2項等）

### ③ 保護具使用の周知



労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること。（労働安全衛生規則第327条第2項等）

## 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

請負契約の有無にかかわらず、労働者と同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

措置が広がるんだな。  
しっかり対応しよう。



### ① 立入禁止、喫煙・飲食禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

立入禁止等の措置が講じられた場合は、労働者や労働者以外の作業に従事する者は従わなければなりません。

### ② 退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

### ③ 有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

Q&Aで確認!

# 省令改正後の注意点

## Q 重層請負の場合は誰が措置義務者となりますか？

A 事業者が作業の一部を請負人に請負わせる場合の配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



## Q 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要ですか？

A 事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる発注者の立場にあるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。



## Q 元方事業者として実施すべき事項はありますか？

A 労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

## Q 周知にはどのような方法がありますか？

A 周知には、右に掲げたような方法があります。いずれの方法でも、周知を受けた請負人等に対し、確実に必要な措置が伝わるよう、わかりやすいものとなるようにしてください。

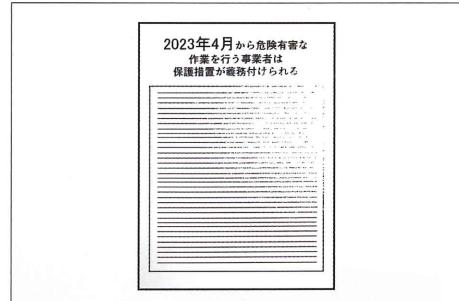
内容が複雑な場合は  
口頭じゃないほうがいいですね！



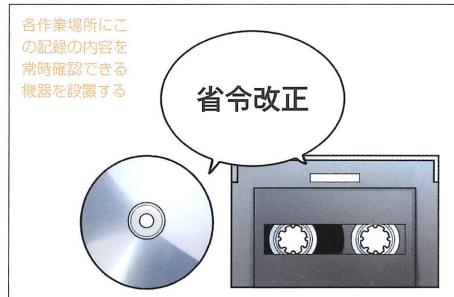
### ①掲示



### ②書面の交付 (請負契約時に書面で示すことも含む)



### ③磁気テープ、磁気ディスク等に記録



### ④口頭で伝える





ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省** 都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare